答申

第1 審査会の結論

沖縄県知事(以下「実施機関」という。)が、開示請求に対して特定した公文書は、審査請求人が求める公文書とは異なっていることから、対象公文書の不存在による不開示決定とすべきである。

第2 諮問の概要

1 公文書の開示請求

審査請求人は、沖縄県情報公開条例(平成 13 年沖縄県条例第 37 号。以下「条例」という。)第 6 条第 1 項の規定により、平成 28 年 10 月 26 日付けで 実施機関に対し、「私の実祖父及び実祖母の実弟に係る軍人恩給及び特別弔 慰金に関しての調査状況等について、顛末書、処理結果、処理状況等の写し」 について、公文書開示請求(以下「本件請求」という。)を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求について、「平成27年度苦情に関する調査実施について」(以下「本件公文書」という。)を特定し、条例第7条第2号に該当することを理由として、公文書不開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、平成28年11月2日付け子平第700号により審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第2条の規定により、平成 28 年 12 月 3 日付けで実施機関に対し審査請求を行った。

4 苦情申立ての趣旨

審査請求人は、審査請求が1年以上放置されていることに対し、平成30年 8月15日付けで実施機関へ苦情申立を行った。

5 諮問

実施機関は、条例第21条の規定により、平成30年9月18日付け沖縄県諮

問子第8号により沖縄県情報公開審査会(以下「審査会」という。)に、本件公文書の開示可否の決定について諮問した。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によると、 概ね以下のとおりである。

1 審査請求の趣旨

「公文書不開示決定処分を取り消す」との決定を求める。

2 審査請求の理由

- (1) 私が今回、貴庁に開示請求した件につきましては、私が沖縄県行政オンブズマンに対して行った「苦情申し立てに対する調査結果」ではなく、 私が貴庁に対して調査依頼した、私の実母の実父である戦没者と、私の 祖母の実弟である戦没者に係る軍人恩給及び特別弔慰金についての調査 結果について開示請求している。
- (2) 私が本件請求をしている理由は、貴課の職員が、私の実母の実父である戦没者の特別弔慰金について、私の実母に受給権が移行した昭和61年以降の調査を依頼したことについて調査し、打ち切った理由などを知りたいので開示請求したものである。

3 弁明書に対する反論書(要旨)

本件については、平成 26 年 12 月 16 日に、他界した私の祖母の夫である戦没者に係る軍人恩給及び特別弔慰金について不審な点があったことから、厚生労働省を介して、沖縄県子ども生活福祉部平和援護・男女共同参画課に相談した件についての顛末書、処理結果、処理状況等の公文書について開示請求したものである。

私が審査請求書を郵送してから、情報開示センターに対して3ヶ月後とその後の5ヶ月後に確認の電話をしたにも関わらず、弁明書が届くまで1年9ヶ月もかかったということは「忘れていた」「誤認していた」では済まされないのではないでしょうか。

私の考えとしては、おそらく平成8年に名護市役所羽地支所において当時の担当者が200件余りの特別弔慰金の申請を不正処理していることから調査結果を伏せているのではないかと思う。

正規の手続きが為され、しっかりと調査をしているのであれば堂々と開示

請求に応じて頂きたい。

第4 実施機関の弁明書の要旨

本件公文書には、個人に関する情報が記録されており、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるため、不開示としたい。

本件公文書には、条例第7条第2号に掲げる情報(個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述により特定の個人を識別することができるもの)が含まれていること、また同文書の内容についてはこれを広く一般に公にする法令ないし慣行があるものではなく、そのような性質を有するものとは考えられないことから、条例第7条第2号ただし書きアに該当しないこと、さらに同号ただし書きイ及びウに該当とするべき事情も存在しないことから、当該規定を適用した。

当時、担当者が複数件の公文書等情報公開関係の書類を処理しており、当 該審査請求についても事務処理が完了したものと誤認していた。

平成30年8月15日付けで請求者より苦情申立書が提出され、審査請求の事務処理が適切に完了していないことが判明し、平成30年8月20日に、早急に審査請求に対応する旨、担当者より請求者へ電話連絡を入れた。

第5 審査会の判断理由

実施機関は、本件請求に対して本件公文書を特定し、また条例第7条第2 号の個人に関する情報に該当することを理由として公文書不開示決定を行っ たものである。審査請求人は、審査請求書において「私が請求しているのは 苦情の調査結果ではありません」と主張している。

そこで審査会は、実施機関に対して、新たに「名護市役所への確認」の実施の可否について、及び本件公文書を特定した理由について確認した。その結果、実施機関において「名護市役所への確認に関する公文書は存在しなかった」こと、また、実施機関が「特定した本件公文書に「請求受付及び国債の交付については、各市町村窓口において本人確認を行っている」旨を説明した記載があり、当該箇所が本件請求内容に合致すると判断した」旨を確認した。

当該確認事項も踏まえて審査会は、実施機関に対して、審査請求書に記載されている情報を確認できる資料及びこれに相当する資料の存否についての

再検索を指示したところ、実施機関は、本件公文書以外に本件請求に該当する資料がなお存在しなかったと説明している。

実施機関による当該再検索の方法及び結論について不合理・不自然な点はないものの、実施機関が本件公文書の特定に至った経緯ならびに本件で審査請求人が求めている文書が、沖縄県子ども生活福祉部平和援護・男女共同参画課に相談した件についての顛末書、処理結果、処理状況等の公文書であり、審査請求人が苦情の調査結果ではないと主張していることからすれば、本件審査請求の対象となった資料は実施機関において存在せず、本来であれば不存在による不開示決定をすべきであったと言える。

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

付言

本件審査請求は平成 28 年 12 月 3 日付けで提出されており、本来であれば実施機関は、速やかに諮問書を当審査会へ送付すべきところ、約 1 年 8 ヶ月もの間、手続きがなされていなかった。

行政不服審査法の趣旨として、不服申立てに対して簡易・迅速に裁決を行う ことも求められていることから、今後は、手続きを迅速に行うよう改善を要望 する。

沖縄県情報公開審査会委員名簿

五十音順

		— I F 750
氏 名		備考
赤嶺 真也	弁護士	※平成31年3月27日まで
井上 禎男	琉球大学教授	会長
上江洲 純子	沖縄国際大学教授	※平成31年1月8日まで
植松 孝則	弁護士	会長職務代理者 ※平成31年1月8日まで
儀部 和歌子	弁護士	会長職務代理者
仲村 剛	弁護士	※平成31年1月9日以降
新見 研吾	弁護士	※ 平成31年3月28日以降
三浦 毅	琉球大学准教授	※平成31年1月9日以降

審査会の処理経過

年 月 日	内容
平成30年9月18日	諮問書受理
平成30年10月12日	審議(第294回)
平成30年12月14日	審議(第297回)
平成31年3月7日	審議(第301回)
平成31年3月27日	審議(第302回)
平成31年4月17日	審議(第303回)
平成31年5月15日	審議(第304回)